

令和元年10月1日から

幼稚園を利用する子供たちの利用料が**無償化**されます。

入園料・保育料は、月額2万5,700円まで無償

- 満3歳から5歳児（小学校就学前）までの子どもが対象です。
- 入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化の対象となります。（年間の在籍月数で割ります）
- 給食費や通園費等は対象外です。

預かり保育を利用する場合は、月額1万1,300円まで無償

- 共働き世帯など、保育の必要な**3歳児から5歳児までの子ども**が対象です。
- 満3歳児は、市民税非課税世帯のみ**が対象となります。（月額1万6,300円まで）
- 利用日数に応じて上限の範囲内で、預かり保育の利用料が無償化されます。

無償化の対象となるには、
まずは、「認定申請書」の提出が必要です

園から配布される認定申請書に必要事項を記入の上、期限までにご提出ください。申請内容によって、添付書類が必要です。記入例等をよくご確認ください。

□問い合わせ先□

恵那市教育委員会事務局 幼児教育課

TEL : 0573-26-2111(内線432, 434)

FAX: 0573-26-2155

MAIL: youjikyoku@city.ena.lg.jp